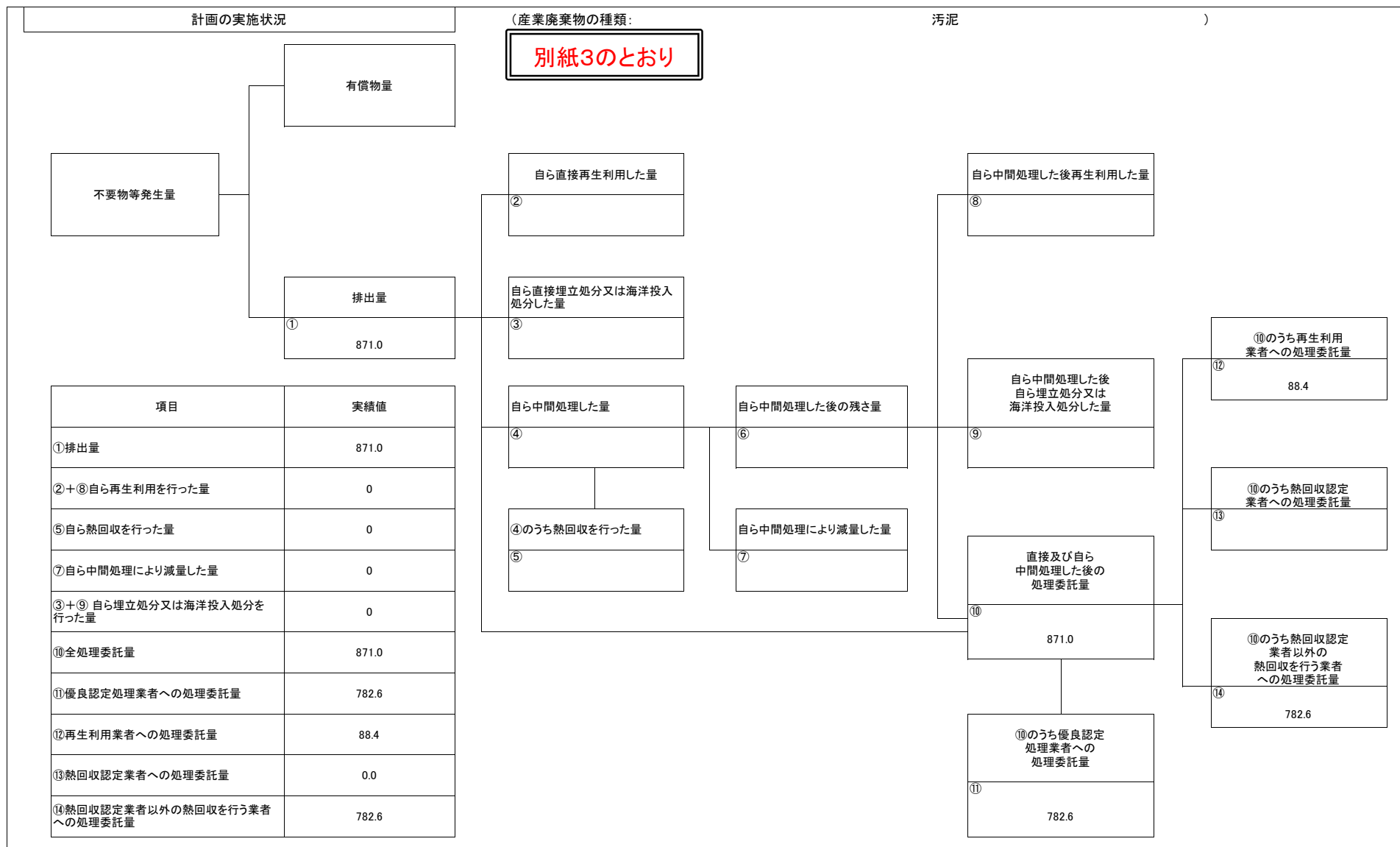


産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
		令和	6年 6月 27日
広島県知事 様			
提出者			
住所		広島県尾道市美ノ郷町本郷4 5 5－6	
氏名		日東電工株式会社 尾道事業所	
		事業所長 工藤 明広	
電話番号		0 8 4 8－4 8－2 1 0 0	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	日東電工株式会社 尾道事業所		
事業場の所在地	広島県尾道市美ノ郷町本郷4 5 5－6		
事業の種類	プラスチックフィルム加工業〔1 9 2 5〕		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値		別紙4のとおり	
項目	目標値	項目	目標値
排出量	6220.8 t	全処理委託量	6220.8 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－ t	優良認定処理業者への処理委託量	6078.9 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	－ t	再生利用業者への処理委託量	194.6 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－ t	認定熱回収業者への処理委託量	－ t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	－ t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6026.2 t
	－		



計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

1,121.2

②

自ら直接再生利用した量

③

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

④

自ら中間処理した量

⑤

④のうち熱回収を行った量

⑥

自ら中間処理した後の残さ量

⑦

自ら中間処理により減量した量

⑧

自ら中間処理した後再生利用した量

⑨

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑩

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑪

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑫

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑭

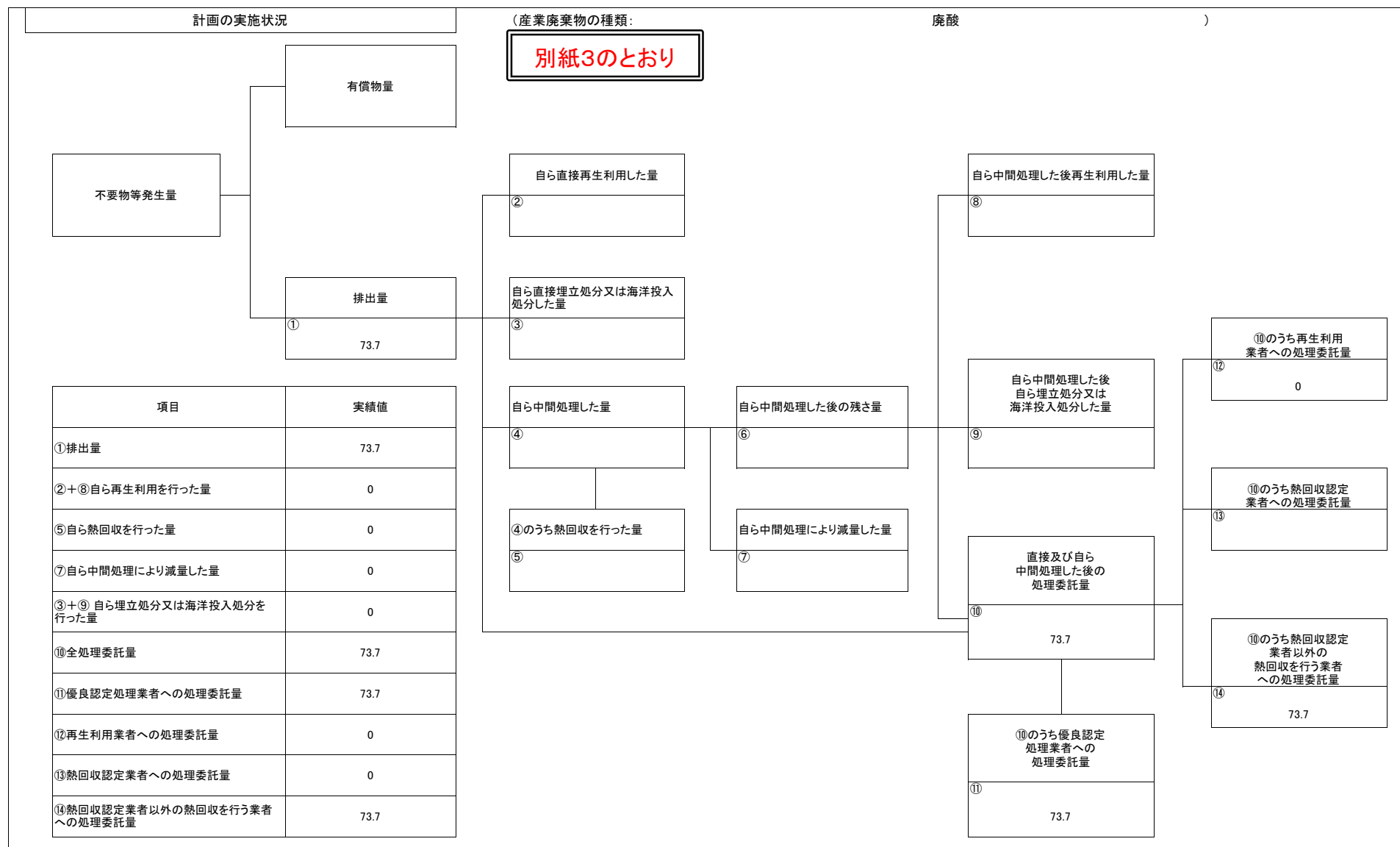
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

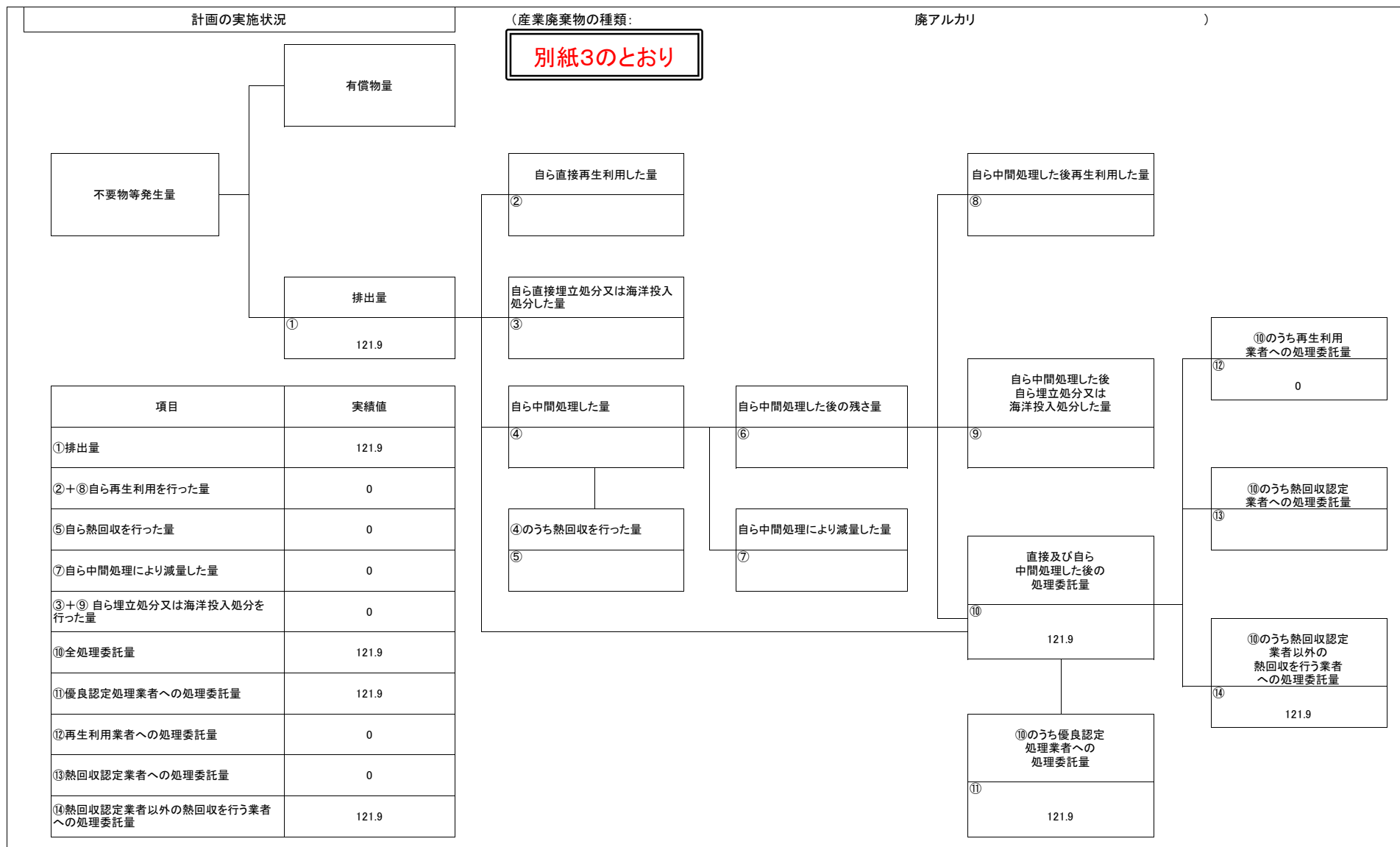
別紙3のとおり

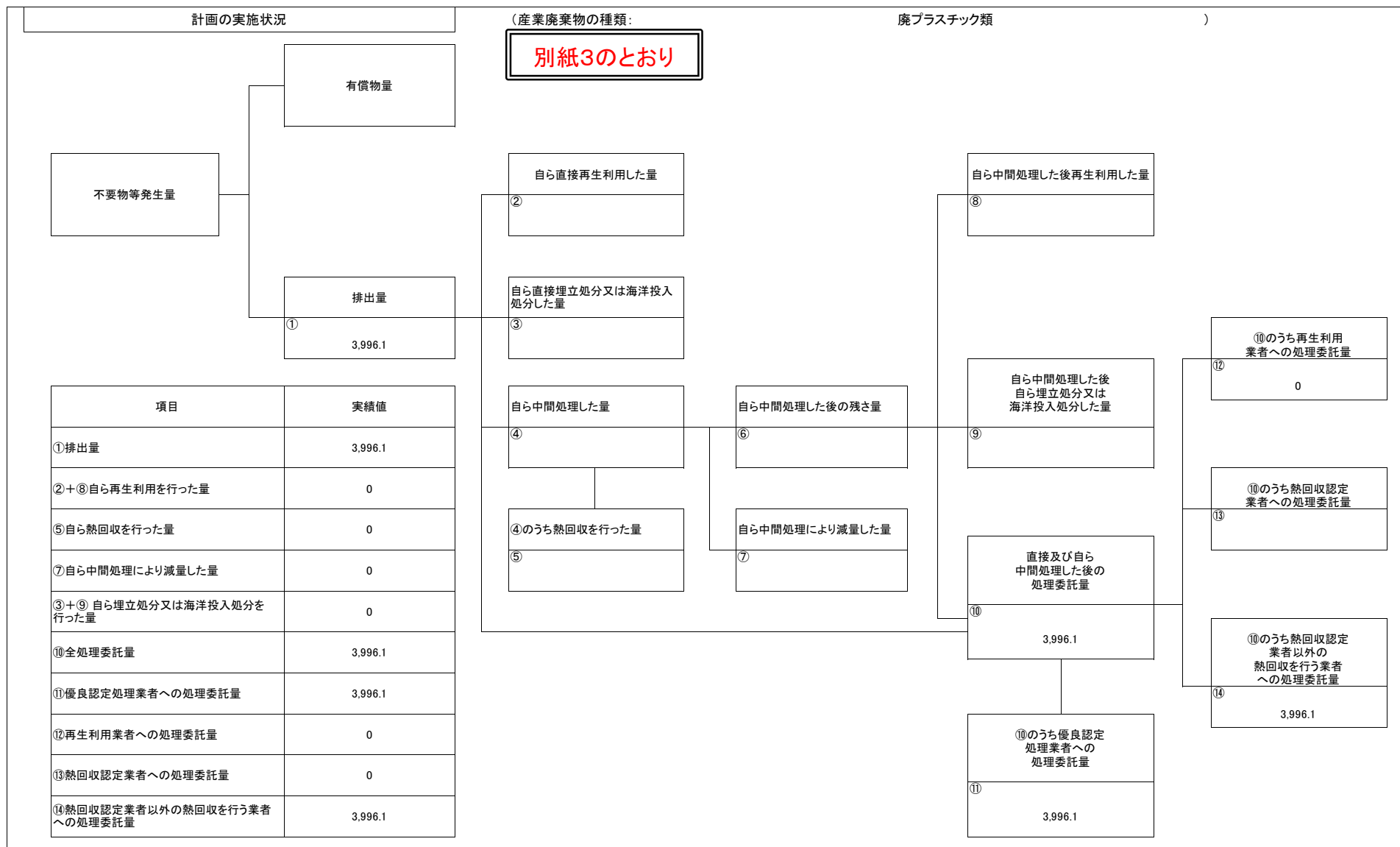
(産業廃棄物の種類: 廃油)

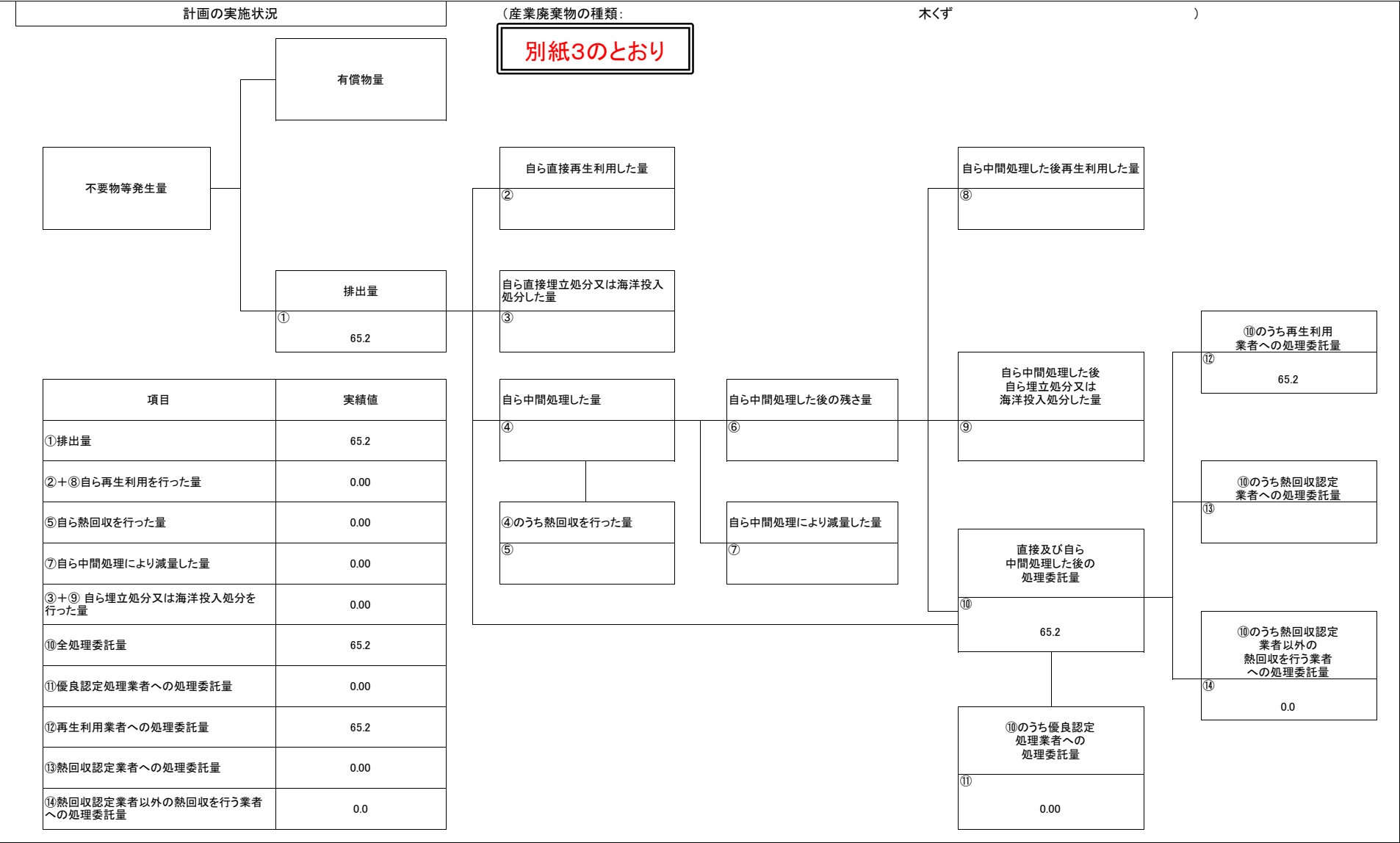
項目	実績値
①排出量	1,121.2
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	1,121.2
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,121.2
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,121.2

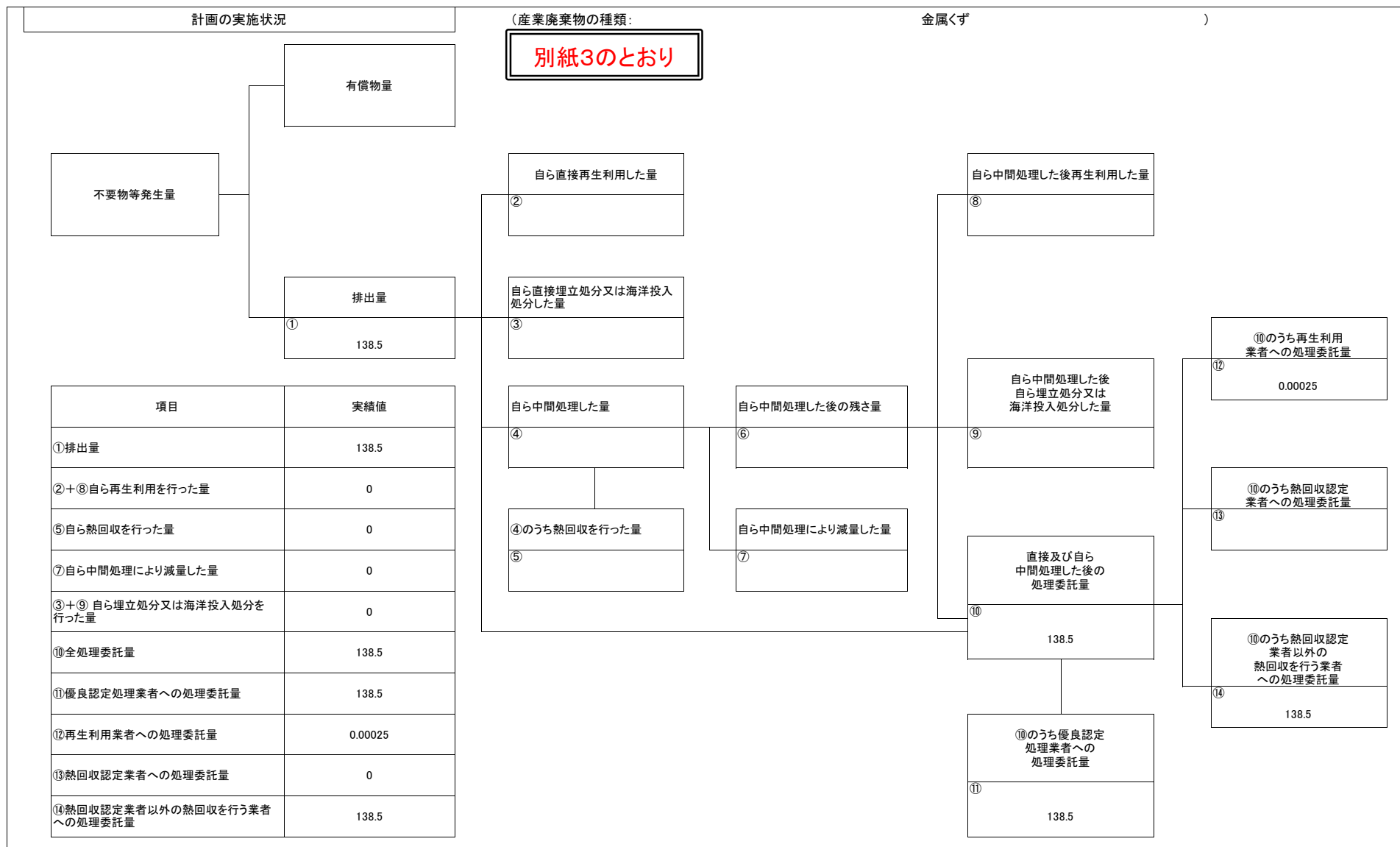
(第2面)

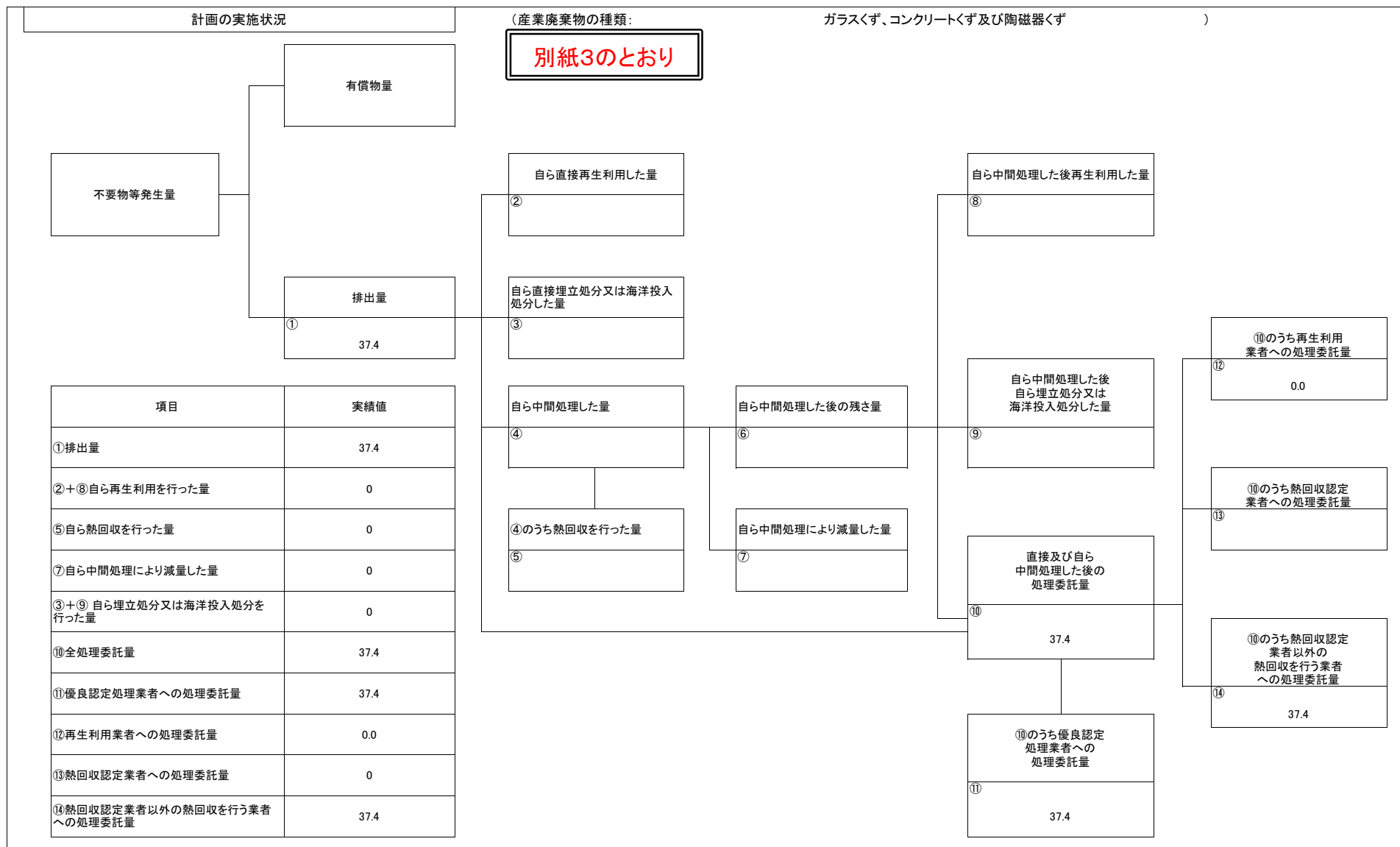


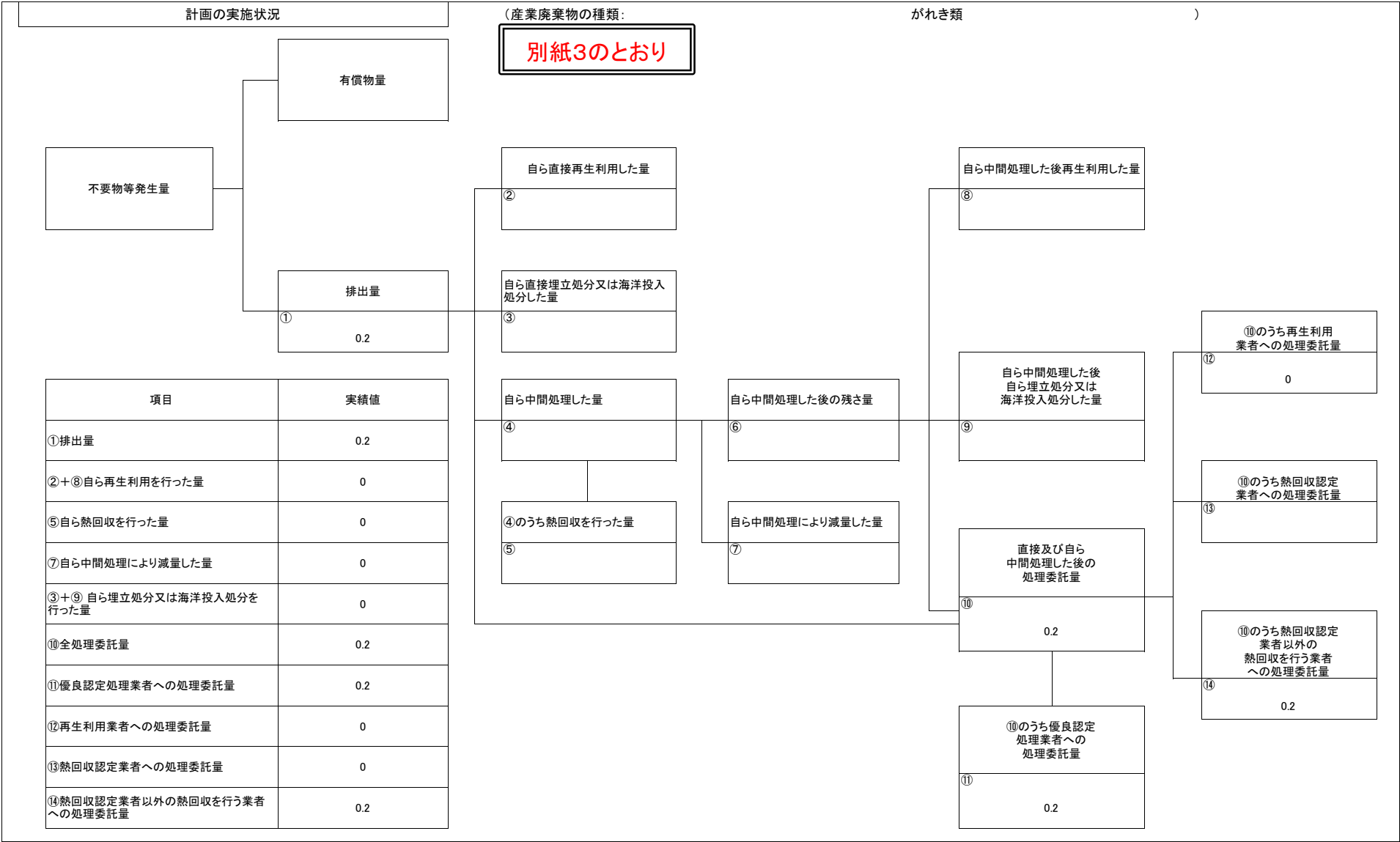












計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

①
0.3

実績値

0.3

0

0

0

0

0

0.3

0.3

0

0

0.3

（産業廃棄物の種類：
別紙3のとおり

自ら直接再生利用した量

②

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理した後の残さ量

⑥

自ら中間処理により減量した量

⑦

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩
0.3

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪
0.3

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫
0

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭
0.3

廃電池類

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫
0

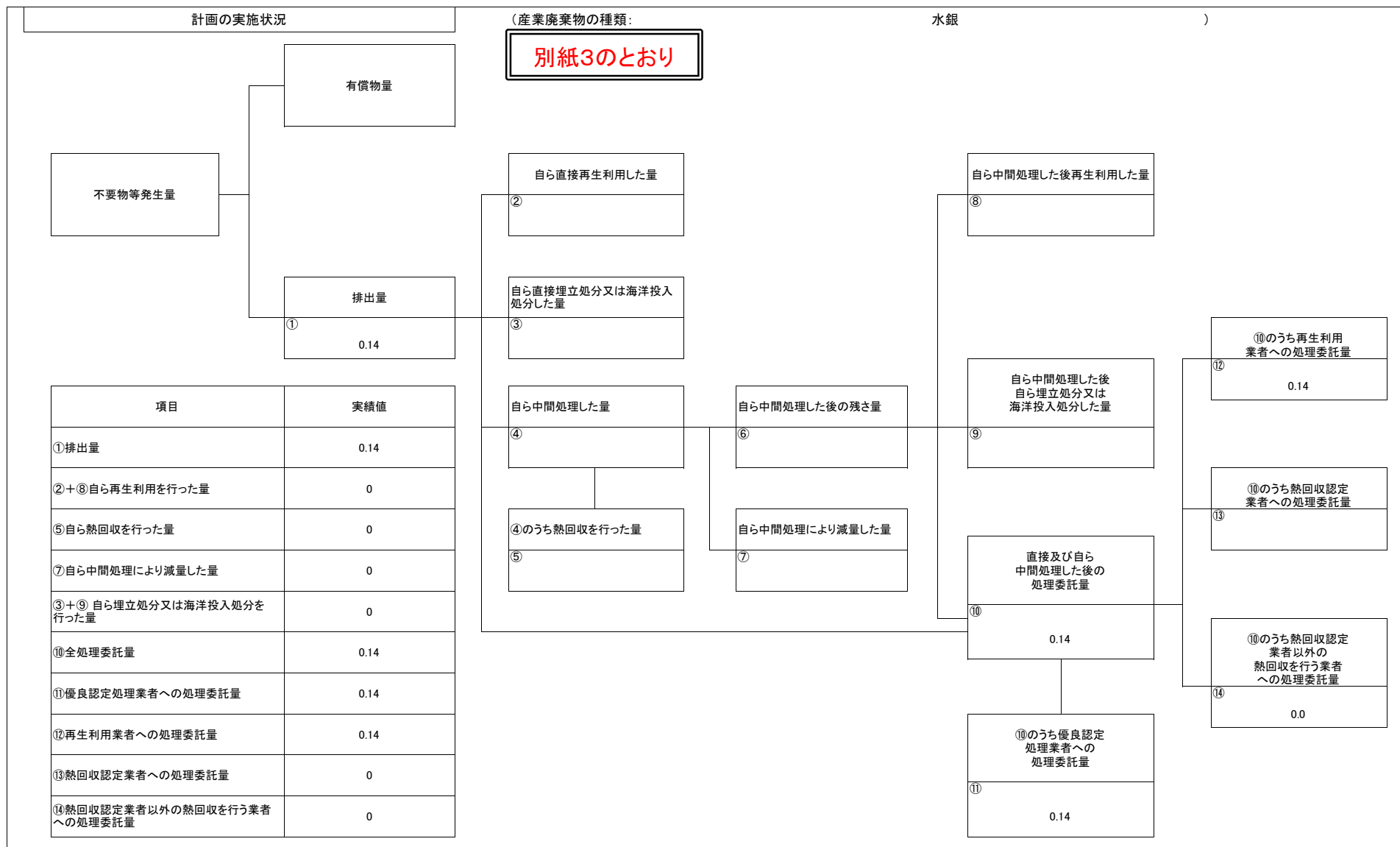
⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭
0.3

（第2面）



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和5年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生 利用した量	自ら直接埋立 処分又は海洋 投入処分した 量	自ら中間処理 した量	④のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理 した後の残さ 量	自ら中間処理 により減量し た量	自ら中間処理 した後、再生 利用した量	自ら中間処理 した後、自ら 埋立処分又は 海洋投入処分 した量	直接及び自ら 中間処理した 後の処理委託 量	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託 量	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量	⑩のうち熱回 収認定業者へ の処理委託量	⑩のうち熱回 収認定業者以 外の熱回収を 行う業者への 処理委託量
産業廃棄物の種類														
燃え殻														
汚泥	871.0									871.0	782.6	88.4		782.6
廃油	1,121.2									1,121.2	1,121.2	0.0		1,121.2
廃酸	73.7									73.7	73.7	0.0		73.7
廃アルカリ	121.9									121.9	121.9	0.0		121.9
廃プラスチック類	3,996.1									3,996.1	3,996.1	0.0		3,996.1
紙くず														
木くず	65.2									65.2	0.0	65.2		0.0
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	138.5									138.5	138.5	0.00025		138.5
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	37.4									37.4	37.4	0.0		37.4
鉱さい														
がれき類	0.2									0.2	0.2	0.0		0.2
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
廃電池類	0.3									0.3	0.3	0.0		0.3
水銀	0.1									0.1	0.1	0.1		0.0
合計	6,425.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,425.5	6,271.9	153.7		6,271.8

別紙3ーその2

単位:トン/年

実 績 値									
① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った量	⑤ 自ら熱回収を 行った量	⑦ 自ら中間処 理により減量 した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う 業者への処 理委託量
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
871.0	0.0	0.0	0.0	0.0	871.0	782.6	88.4	0.0	782.6
1,121.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1,121.2	1,121.2	0.0	0.0	1,121.2
73.7	0.0	0.0	0.0	0.0	73.7	73.7	0.0	0.0	73.7
121.9	0.0	0.0	0.0	0.0	121.9	121.9	0.0	0.0	121.9
3,996.1	0.0	0.0	0.0	0.0	3,996.1	3,996.1	0.0	0.0	3,996.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
65.2	0.0	0.0	0.0	0.0	65.2	0.0	65.2	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
138.5	0.0	0.0	0.0	0.0	138.5	138.5	0.00025	0.0	138.5
37.4	0.0	0.0	0.0	0.0	37.4	37.4	0.0	0.0	37.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.3
0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6,425.5	0.0	0.0	0.0	0.0	6,425.5	6,271.9	153.7	0.0	6,271.8

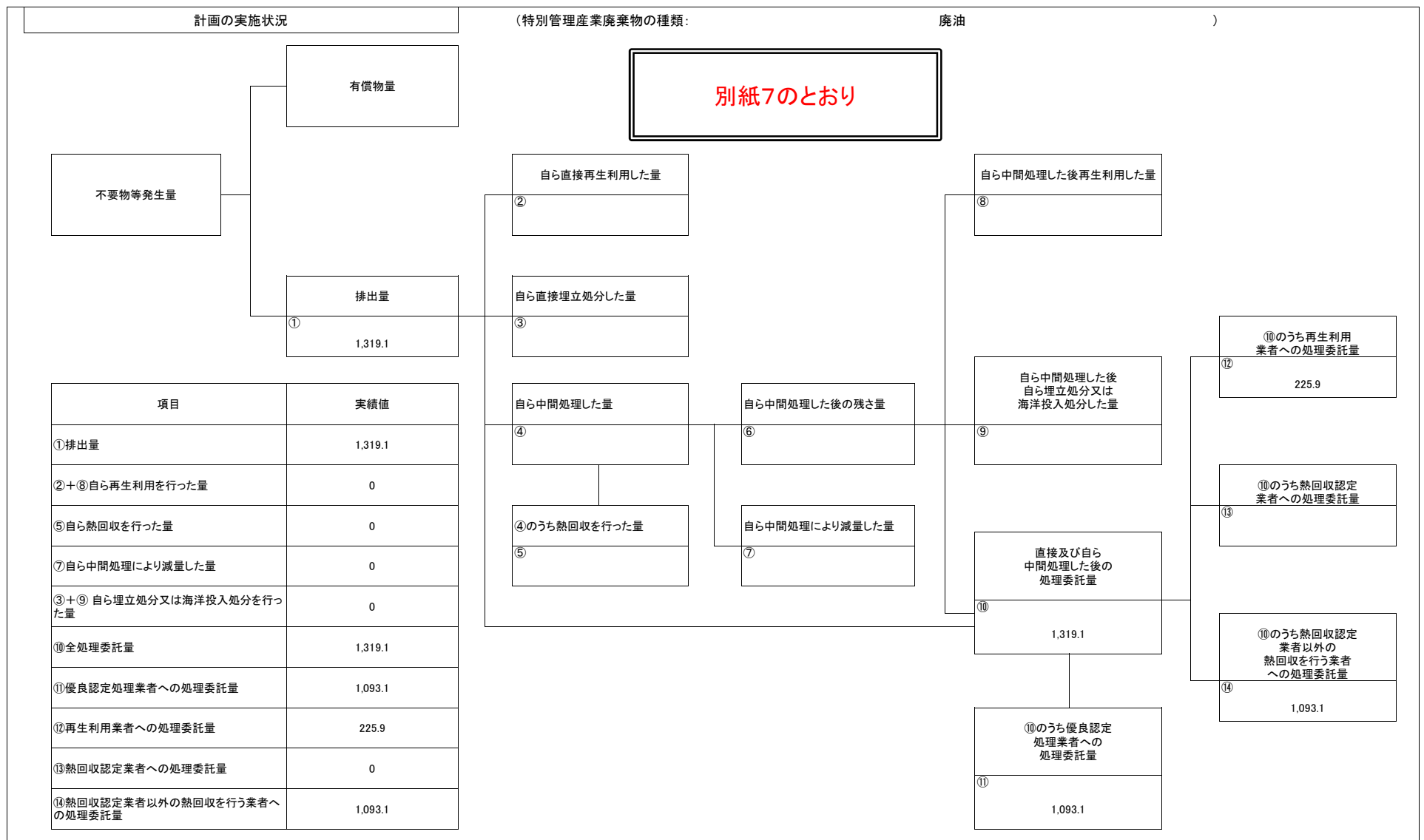
別紙 4（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書）

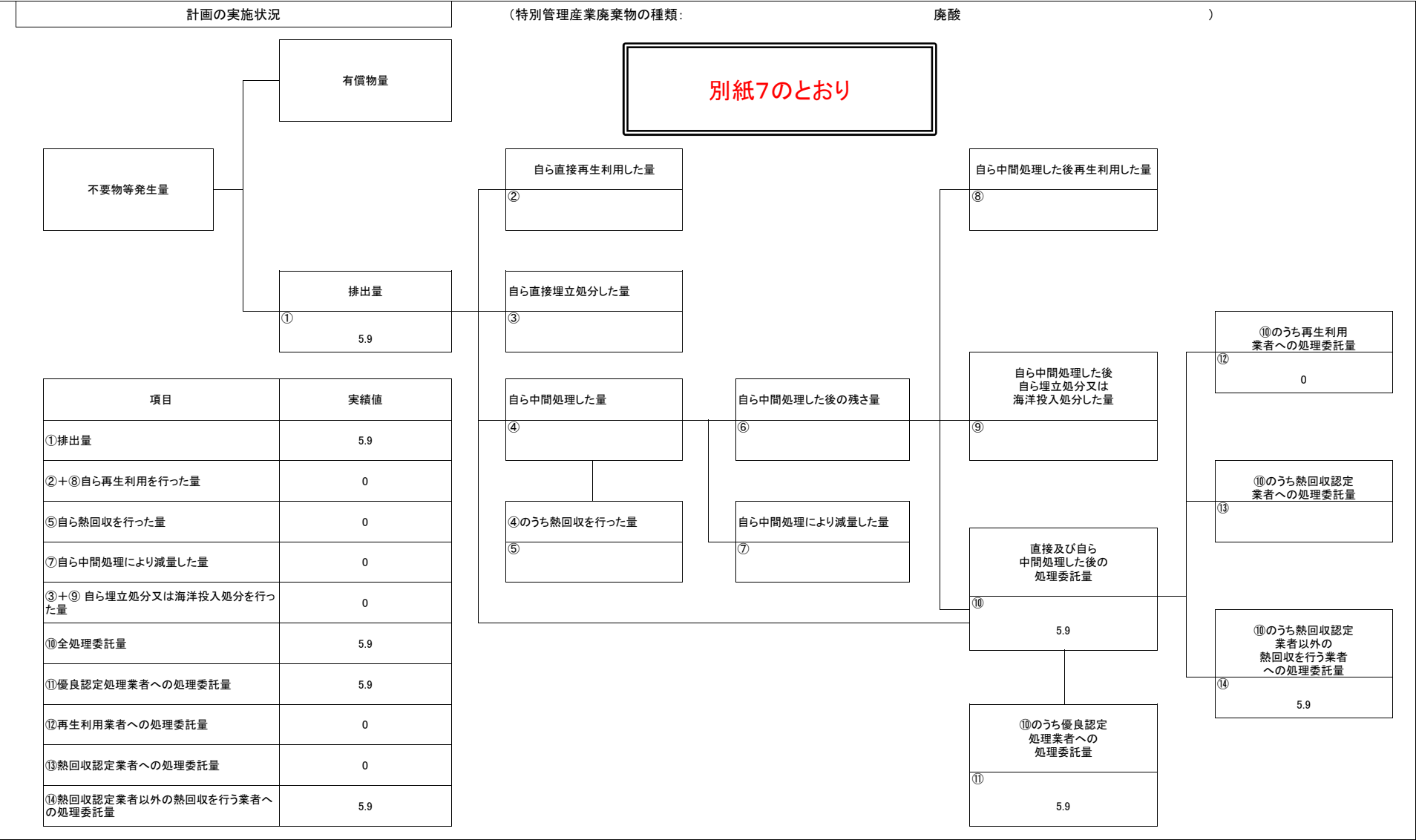
（令和5年度実績）

単位:トン／年

	目標値		実績値
排出量	6220.8	①排出量	6425.5
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-	②自ら直接再生利用した量	-
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	⑤自ら熱回収を行った量	-
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-	⑦自ら中間処理により減量した量	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	-
全処理委託量	6220.8	⑩全処理委託量	6425.5
優良認定処理業者への処理委託量	6078.9	⑪優良認定処理業者への処理委託量	6271.9
再生利用業者への処理委託量	194.6	⑫再生利用業者への処理委託量	153.7
熱回収認定業者への処理委託量	-	⑬熱回収認定業者への処理委託量	-
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6026.2	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6271.8

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書				
		令和	6年 6月 27日	
広島県知事 様				
提出者				
住所		広島県尾道市美ノ郷町本郷4 5 5－6		
氏名		日東電工株式会社 尾道事業所		
		事業所長 工藤 明広		
電話番号		0 8 4 8－4 8－2 1 0 0		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。				
事業場の名称		日東電工株式会社 尾道事業所		
事業場の所在地		広島県尾道市美ノ郷町本郷4 5 5－6		
事業の種類		プラスチックフィルム加工業〔1 9 2 5〕		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値 別紙8のとおり				
	項目	目標値	項目	目標値
	排出量	1351.7 t	全処理委託量	1351.7 t
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	優良認定処理業者への 処理委託量	1167.1 t
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	再生利用業者への 処理委託量	184.6 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1167.1 t
電子情報処理組織の使用に関する事項				
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）		前々年度 1624.8 t	
			前年度 1475.7 t	
	（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）			
※事務処理欄		－		





計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

①
3.9

項目	実績値
①排出量	3.9
②+⑥自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	3.9
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3.9
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	3.9

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

別紙7のとおり

自ら直接再生利用した量

②

自ら直接埋立処分した量

③

自ら中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理した後の残さ量

⑥

自ら中間処理により減量した量

⑦

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩
3.9

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪
3.9

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫
0

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭
3.9

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和5年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生 利用した量	自ら直接埋立 処分した量	自ら中間処理 した量	④のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理 した後の残さ 量	自ら中間処理 により減量し た量	自ら中間処理 した後、再生 利用した量	自ら中間処理 した後、自ら 埋立処分又は 海洋投入処分 した量	直接及び自ら 中間処理した 後の処理委託 量	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託 量	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量	⑩のうち熱回 収認定業者へ の処理委託量	⑩のうち熱回 収認定業者以 外の熱回収を 行う業者への 処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類														
廃油	1319.1									1319.1	1093.1	225.9		1093.1
廃酸	5.9									5.9	5.9	0.0		5.9
廃アルカリ	3.9									3.9	3.9	0.0		3.9
感染性産業廃棄物														
ばいじん														
燃え殻														
汚泥														
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)														
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)														
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)														
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)														
鉍さい(特定有害産業廃棄物)														
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)														
燃え殻(特定有害産業廃棄物)														
ばいじん(特定有害産業廃棄物)														
廃油(特定有害産業廃棄物)														
汚泥(特定有害産業廃棄物)														
廃酸(特定有害産業廃棄物)														
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)														
合計	1328.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1328.9	1103.0	225.9	0.0	1103.0

別紙7-その2

[illegible]

別紙 8 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和5年度実績)

単位:トン/年

目標値(前年度に提出した 特別管理産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	1351.7	①排出量	1328.9
自ら再生利用を行う特別管理産業 廃棄物の量	-	②+⑧自ら直接再生利用を行った 量	-
自ら熱回収を行う産特別管理業廃 棄物の量	-	⑤自ら熱回収を行った量	-
自ら中間処理により減量する特別 管理産業廃棄物の量	-	⑦自ら中間処理により減量した量	-
自ら埋立処分を行う特別管理産業 廃棄物の量	-	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	-
全処理委託量	1351.7	⑩全処理委託量	1328.9
優良認定処理業者への処理委託 量	1167.1	⑪優良認定処理業者への処理委 託量	1103.0
再生利用業者への処理委託量	184.6	⑫再生利用業者への処理委託量	225.9
熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬熱回収認定業者への処理委託 量	0
熱回収認定業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量	1167.1	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	1103.0

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 27日	
広島県知事 様	
提出者	
住所	広島県尾道市美ノ郷町本郷455-6
氏名	日東電工株式会社 尾道事業所
事業所長 工藤 明広	
電話番号	0848-48-2100
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日東電工株式会社 尾道事業所
事業場の所在地	広島県尾道市美ノ郷町本郷455-6
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	プラスチックフィルム加工業 [1925]
②事業の規模	生産高 1, 461億円/年
③従業員数	2, 932名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙A

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

別紙 A

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙Bの通り	—
	排出量	6425.5 t	— t
	（これまでに実施した取組） 有価物化及び歩留り向上による産廃削減 製造部署におけるリデュース活動の推進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙Bの通り	—
	排出量	5275.4 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 歩留り向上による産廃削減と、新たな有価物化(リサイクル)検討 製造部署における排出量削減活動の推進		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、木くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、廃電池類、水銀の 1 1 種類に置場を決めて、混入しない様分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新たな分別予定は特に無いが混入防止への注力は継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） -		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙Bの通り	-
	全処理委託量	6425.5 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	6271.9 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	153.7 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6271.8 t	- t
	（これまでに実施した取組） 内容物を分別する事で売却化を推進		

②計画	【目標】		別紙 1, 2 のとおり	
	産業廃棄物の種類		別紙 B の通り	
	全処理委託量		5275.4	t
	優良認定処理業者への処理委託量		5149.3	t
	再生利用業者への処理委託量		126.2	t
	認定熱回収業者への処理委託量		0.0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		5149.1	t
	(今後実施する予定の取組)			
	有価物化及び歩留り向上による産廃削減 製造部署におけるリデュース活動の推進			
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（令和5年度）実績量

計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	871.0	715.1									871.0	715.1	782.6	642.5	88.4	72.6			782.6	642.5
廃油	1,121.2	920.5									1121.2	920.5	1121.2	920.5	0.0	0.0			1,121.2	920.5
廃酸	73.7	60.5									73.7	60.5	73.7	60.5		0.0			73.7	60.5
廃アルカリ	121.9	100.1									121.9	100.1	121.9	100.1		0.0			121.9	100.1
廃プラスチック類	3,996.1	3280.8									3996.1	3280.8	3996.1	3280.8		0.0			3,996.1	3,280.8
紙くず																				
木くず	65.2	53.5									65.2	53.5	0.0	0.0	65.2	53.5			0.0	0.0
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	138.5	113.7									138.5	113.7	138.51	113.7	0.00025	0.0			138.5	113.7
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	37.4	30.7									37.4	30.7	37.4	30.7		0.0			37.4	30.7
鋳さい																				
がれき類	0.2	0.2									0.2	0.2	0.2	0.2		0.0			0.2	0.2
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃電池類	0.3	0.2									0.3	0.2	0.3	0.2		0.0			0.3	0.2
水銀	0.1	0.1									0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			0.0	0.0
合計	6425.5	5275.4	0	0	0	0	0	0	0	0	6425.5	5275.4	6271.9	5149.3	153.7	126.2	0.0	0.0	6271.8	5149.1

産業廃棄物処理フロー			
廃棄物の区分	場内		場外
ケース 1 ケース 2・3 以外	分別排出 場内運搬 保管 処理委託(マニフェスト)		場外運搬 保管 中間処理 運搬 最終処分
ケース 2 特別管理産業廃棄物	分別排出 場内運搬 保管 処理委託(マニフェスト)		場外運搬 保管 中間処理 運搬 最終処分
ケース 3 再資源化及び売却	分別排出 場内運搬 保管 引取依頼		場外運搬 再資源化もしくは再利用
実施部門	排出部門	廃棄物管理部門	委託業者
管理責任	排出部門の長	環境安全担当部門 ケース 2 は 特別管理産業廃棄物管理責任者	環境安全担当部門

別紙B

廃棄物の種類
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック
木くず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類
廃電池
水銀

別紙 2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	-
②事業の規模	-
③従業員数	-
④産業廃棄物の 一連の処理の工程	-

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

-

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -
②計画	(今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 27日	
広島県知事 殿	
提出者	
住所	広島県尾道市美ノ郷町本郷455-6
氏名	日東電工株式会社 尾道事業所
事業所長 工藤 明広	
電話番号	0848-48-2100
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日東電工株式会社 尾道事業所
事業場の所在地	広島県尾道市美ノ郷町455-6
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙5，6のとおり	
①事業の種類	プラスチックフィルム加工業 [1925]
②事業の規模	生産高 1,461億円/年
③従業員数	2,932名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙A

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙5, 6のとおり

(管理体制図)

別紙A

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙Bのとおり	-
	排 出 量	1328.9 t	- t
	（これまでに実施した取組） 歩留まり向上活動により使用量の削減 製造部署におけるリデュース活動の推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙Bのとおり	-
	排 出 量	1091.0 t	- t
	（今後実施する予定の取組） 歩留向上による産廃削減と、新たな有価物化(リサイクル)検討 製造部署における排出量削減活動の推進		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 置き場を決めて混入しない様分別
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新たな分別予定は特に無いが混入防止への注力は継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） -		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） -		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） -		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙Bのとおり	-
	全処理委託量	1328.9 t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1103.0 t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	225.9 t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1103.0 t	- t
	（これまでに実施した取組） 内容物を分別する事で売却化を推進		

②計画	【目標】 別紙5，6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙Bのとおり	-
	全処理委託量	1091.0 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	1091.0 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	185.5 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	905.5 t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	新規売却先の検討及び歩留向上への取組		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】 別紙5．6のとおり		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1328.9	t
	(今後実施する予定の取組等)		
	電子マニフェスト導入済		
※事務処理欄		-	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量

計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン／年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	1,319.1	1082.9									1319.1	1082.9	1093.1	897.5	225.9	185.5			1,093.1	897.5
廃酸	5.9	4.9									5.9	4.9	5.9	4.9	0	0.0			5.9	4.9
廃アルカリ	3.9	3.2									3.9	3.2	3.9	3.2	0	0.0			3.9	3.2
感染性産業廃棄物																				
ばいじん																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)																				
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																				
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																				
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																				
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																				
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)																				
燃え殻(特定有害産業廃棄物)																				
ばいじん(特定有害産業廃棄物)																				
廃油(特定有害産業廃棄物)																				
汚泥(特定有害産業廃棄物)																				
廃酸(特定有害産業廃棄物)																				
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)																				
合計	1328.9	1091.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1328.9	1091.0	1103.0	905.5	225.9	185.5	0.0	0.0	1103.0	905.5

産業廃棄物処理フロー			
廃棄物の区分	場内		場外
ケース 1 ケース 2・3 以外	分別排出 → 場内運搬 → 保管 → 処理委託(モニ フェスト)		場外運搬 → 保管 → 中間処理 → 運搬 → 最終処分
ケース 2 特別管理産業廃棄物	分別排出 → 場内運搬 → 保管 → 処理委託(モニ フェスト)		場外運搬 → 保管 → 中間処理 → 運搬 → 最終処分
ケース 3 再資源化及び売却	分別排出 → 場内運搬 → 保管 → 引取依頼		場外運搬 → 再資源化もしくは再利用
実施部門	排出部門	廃棄物管理部門	委託業者
管理責任	排出部門の長	環境安全担当部門 ケース 2 は 特別管理産業廃棄物管理責任者	環境安全担当部門

別紙B

特別管理産業廃棄物の種類
廃油
廃酸
廃アルカリ

3種類以上の場合は
第2・4・5面の特別管理産業
廃棄物の種類欄に『別紙Bの
通り』と記入しトータル量を記
入

別紙 6（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	-
②事業の規模	-
③従業員数	-
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	-

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

-

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -
②計画	(今後，分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組) -

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) -
----	---------------------